

議案第 2 1 号

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年 7 月天理市条例第 21号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成22年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年 3 月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成22年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。